

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区公印規則（平成元年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表4の部19の項中「及び特別永住者証明書」を「、特定在留カード、特別永住者証明書及び特定特別永住者証明書」に改め、同部20の項及び21の項中「及び特別永住者証明書用」を「、特定在留カード用、特別永住者証明書用及び特定特別永住者証明書用」に改め、同部22の項中「個人番号カード用」の次に「、特定在留カード用及び特別永住者証明書用」を加え、同部23の項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード及び特別永住者証明書」を加え、同部中32の項を削り、31の項を32の項とし、26の項から30の項までを1項ずつ繰り下げ、25の項を削り、24の項の次に次の2項を加える。

25	同	同	環境政策事務用	環境政策課長
26	同	同	エコ住宅補助オンライン事務用	

別表4の部中87の項を88の項とし、34の項から86の項までを1項ずつ繰り下げ、33の項を34の項とし、同項の前に次のように加える。

33	同	同	保健福祉事務用	総合支所生活支援課長 北沢総合支所保健福祉課長 北沢総合支所健康づくり課長 砧総合支所保健福祉課長
----	---	---	---------	------------------------------------------------------------

別表6の部15の項中「及び特別永住者証明書」を「、特定在留カード、特別永住者証明書及び特定特別永住者証明書」に改め、同部16の項及び17の項中「及び特別永住者証明書用」を「、特定在留カード用、特別永住者証明書用及び特定特別永住者証明書用」に改め、同部18の項中「個人番号カード用」の次に「、特定在留カード用及び特別永住者証明書用」を加え、同部19の項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード及び特別永住者証明書」を加え、同表20の部1の項を次のように改める。

1	同	同	福祉事務用	総合支所生活支援課長 世田谷総合支所保健福祉課長 北沢総合支所保健福祉課長 砧総合支所保健福祉課長
---	---	---	-------	------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。ただし、別表4の部中32の項を削り、31の項を32の項とし、26の項から30の項までを1項ずつ繰り下げ、25の項を削り、24の項の次に2項を加える改正規定、同部中87の項を88の項とし、34の項から86の項までを1項ずつ繰り下げ、33の項を34の項とし、同項の前に次のように加える改正規定及び同表20の部1の項の改正規定は、同月15日から施行する。